

令和4年5月26日14時00分

近 畿 地 方 整 備 局

紀 南 河 川 国 道 事 務 所

E42

な ち か つ う ら し ん ぐ う ど う ろ
那智勝浦新宮道路

夜間通行止めのお知らせ

た か も り し ん ぐ う み な み な ち か つ う ら い ち や
(高森交差点～新宮南ICおよび那智勝浦IC～市屋ランプ交差点)

～道路施設の損傷復旧等を実施～

な ち か つ う ら し ん ぐ う ど う ろ た か も り し ん ぐ う み な み な ち か つ う ら い ち や
那智勝浦新宮道路 高森交差点～新宮南ICおよび那智勝浦IC～市屋ランプ
交差点間において、道路施設の損傷復旧等のため、令和4年6月27日(月)夜～
令和4年6月30日(木)朝に夜間通行止めを行います。

通行止め実施区間、期間及び規制内容は以下のとおりです。

区 間・期 間：【E42】那智勝浦新宮道路

① 高森交差点～新宮南IC【上下線】

令和4年6月27日(月)夜～令和4年6月28日(火)朝 1夜間

② 那智勝浦IC～市屋ランプ交差点【上下線】

令和4年6月29日(水)夜～令和4年6月30日(木)朝 1夜間

③ 予備日(那智勝浦IC～市屋ランプ交差点【上下線】)

令和4年6月30日(木)夜～令和4年7月1日(金)朝 1夜間

規 制 内 容：夜間通行止め【各日21時から翌6時まで】

* 規制日、規制区間にご注意下さい。

* 通行止めの詳細は、別添の資料を参照して下さい。

* 規制当日は、規制看板や交通誘導員等の案内に従って通行してください。

* 作業期間は、天候の状況により変更となる場合があります。

道路を利用される皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

<取扱い>

<配布場所> 和歌山県政記者クラブ

田辺記者クラブ

和歌山県政放送記者クラブ

新宮中央記者会

和歌山県地方新聞記者クラブ

新宮記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所

副所長(道路) 本田 明 (ほんだ あきら)

道路管理課長 足立 勝人 (あだち かつひと)

電話(0739)22-4564(代表)

たかもりこうさてん しんぐうみなみ なちかつうら いちや こうさてん
(高森交差点～新宮南IC および 那智勝浦IC～市屋ランプ交差点)

～道路施設の損傷復旧等を実施～

なちかつうらしんぐうどうろ たかもりこうさてん しんぐうみなみ なちかつうら いちや こうさてん
那智勝浦新宮道路 高森交差点～新宮南IC および 那智勝浦IC～市屋ランプ交差点において、
道路施設の損傷復旧等のため、以下の予定で夜間通行止めを実施します。
道路を利用される皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
通行止めの際は、国道42号への迂回をお願いします。

■通行止め実施区間、規制内容及び実施期間

- ① 区 間：那智勝浦新宮道路 高森交差点 ～ 新宮南IC 【上下線】
規制内容：夜間通行止め【21時から翌6時まで】
期 間：令和4年6月27日(月)夜 ～ 令和4年6月28日(火)朝まで【1夜間】
- ② 区 間：那智勝浦新宮道路 那智勝浦IC ～ 市屋ランプ交差点 【上下線】
規制内容：夜間通行止め【21時から翌6時まで】
期 間：令和4年6月29日(水)夜 ～ 令和4年6月30日(木)朝まで【1夜間】
- ③ 予 備 日：令和4年6月30日(木)夜 ～ 令和4年7月1日(金)朝まで【1夜間】
那智勝浦新宮道路 那智勝浦IC ～ 市屋ランプ交差点 【上下線】

規制区間	令和4年6月					令和4年7月		
	26日(日)	27日(月)	28日(火)	29日(水)	30日(木)	1日(金)	2日(土)	3日(日)
①高森交差点～新宮南IC		①						
②那智勝浦IC～市屋ランプ交差点				② ③	予備日			



規制日

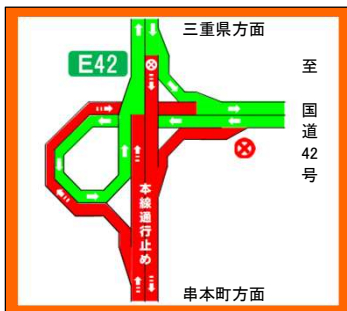


予備日

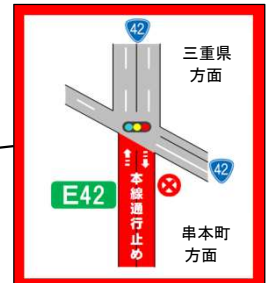
○ 規制当日は、規制看板や交通誘導員等の案内に従って通行してください。

○ 作業期間は、天候の状況により変更となる場合があります。

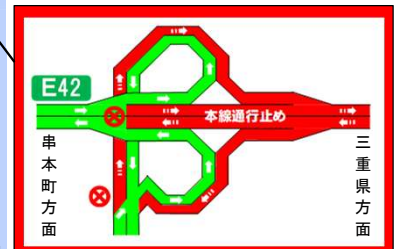
通行止め区間位置図



② 通行規制区間
(那智勝浦IC～市屋ランプ交差点)
夜間上下線通行止め
6月29日(水)夜～6月30日(木)朝
予 備 日
6月30日(木)夜～7月1日(金)朝



① 通行規制区間
(高森交差点～新宮南IC)
夜間上下線通行止め
6月27日(月)夜～6月28日(火)朝



■お問い合わせ先

国土交通省 紀南河川国道事務所 新宮国道維持出張所 TEL 0735-22-8165
道 路 管 理 課 TEL 0739-22-4564 (代表)

道路の異状を発見したら
道路緊急ダイヤルへお知らせください

道路緊急
ダイヤル #9910

※ 道路交通法により、運転中の通話は禁止されています。安全な場所に停車しておかけください。